五　外部システム（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第七条第一項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和八年デジタル庁・総務省令第八号）第二条第八号に規定する外部システムをいう。）との連携に係る機能を備えること。

六　登録データ、異動履歴データその他の情報について一括して処理する機能を備えること。

七　前各号に掲げるもののほか、告示で定める機能を備えること。

（帳票要件の標準）

第五条　印鑑登録システムの帳票要件の標準は、次に掲げる書面（第十一号に掲げる書面を除く。）について別記様式に従い出力するものとし、その細目並びに実装区分及び適合基準日については総務大臣が告示で定める。

一　印鑑登録証明書（性別有り）

二　印鑑登録証明書（性別無し）

三　印鑑の登録に関する照会書

四　印鑑登録抹消通知書

五　印鑑登録原票確認票（性別有り）

六　印鑑登録原票確認票（性別無し）

七　印鑑登録原票（除票）確認票（性別有り）

八　印鑑登録原票（除票）確認票（性別無し）

九　世帯内印影票（性別有り）

十　世帯内印影票（性別無し）

十一　その他告示で定める書面

（印鑑登録システムに実装してはならない機能）

第六条　印鑑登録システムには、前二条の規定及びこれらの規定に基づく告示に実装してはならない機能として定めるもの並びに前二条の規定及びこれらの規定に基づく告示に定めるもの以外は、実装してはならないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（機能要件の標準及び帳票要件の標準に係る経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する印鑑登録システムで、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以降第四条に規定する機能要件の標準又は第五条に規定する帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムに係る機能要件の標準又は帳票要件の標準の経過措置については、総務大臣が告示で定める。

２　この省令の施行の際現に印鑑登録システムを利用する地方公共団体で、施行日以降第六条の規定により実装してはならない機能を有する印鑑登録システムを利用するものとして総務大臣が認める地方公共団体については、同条の規定は、令和十一年四月一日から適用する。

（要件に適合することが困難なシステムに関する経過措置）

第三条　この省令の施行の際現に地方公共団体が利用する印鑑登録システムで、第四条に規定する機能要件の標準又は第五条に規定する帳票要件の標準に適合することが困難なものとして総務大臣が認める地方公共団体の印鑑登録システムについては、この省令の規定は、施行日から起算して五年を超えない範囲内において総務大臣が定める日から適用する。